

平成29年4月1日より

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)が始まります。

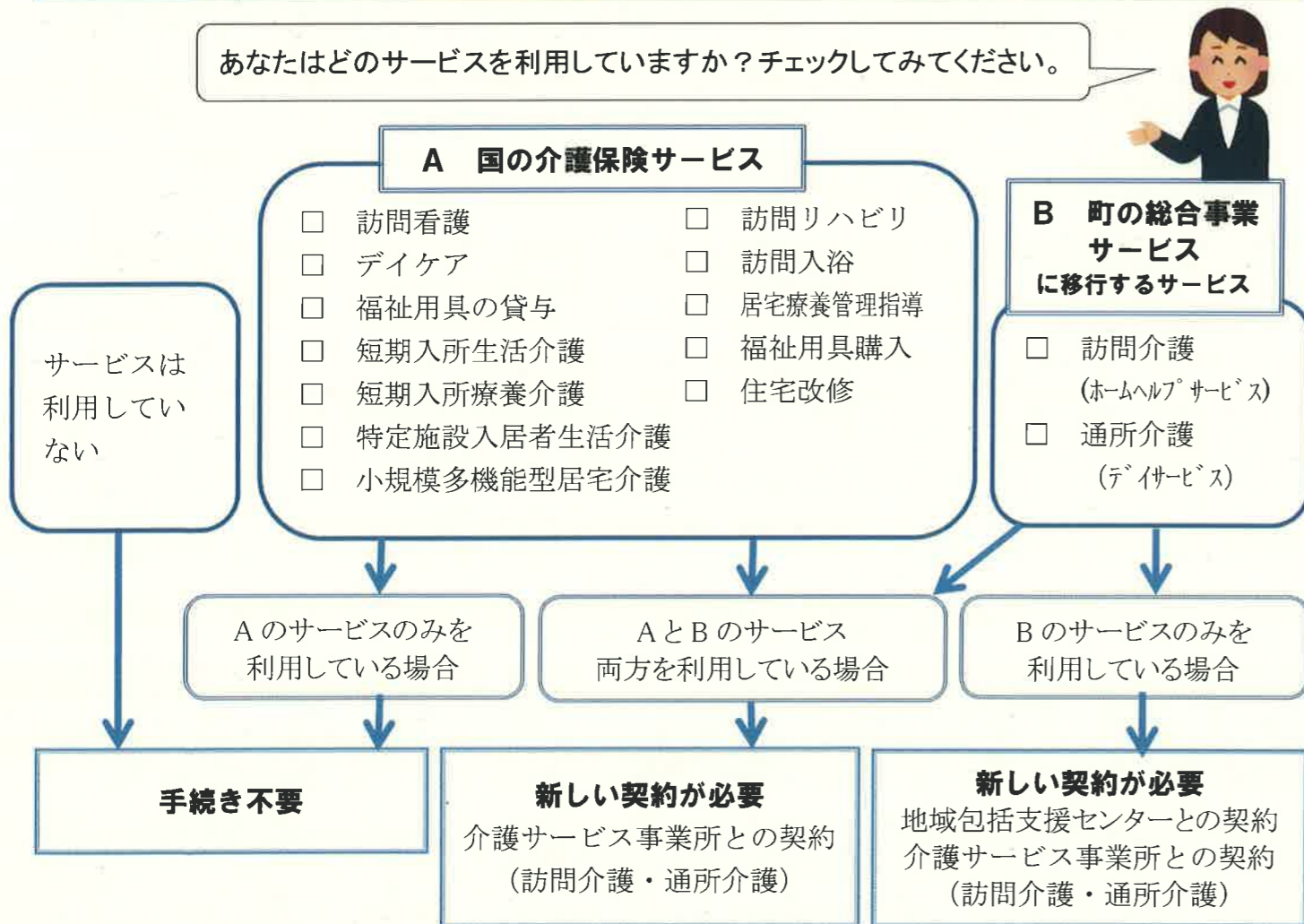
介護保険法の改正により、平成29年4月1日から、これまで全国一律に実施されてきた予防給付(要支援の人に対するサービス)のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)が総合事業に移行することとなり、**内灘町独自の事業**として実施します。

※訪問介護と通所介護以外の要支援者に対するサービス(福祉用具貸与・訪問看護など)はこれまで通り全国一律の予防給付の中で提供します。

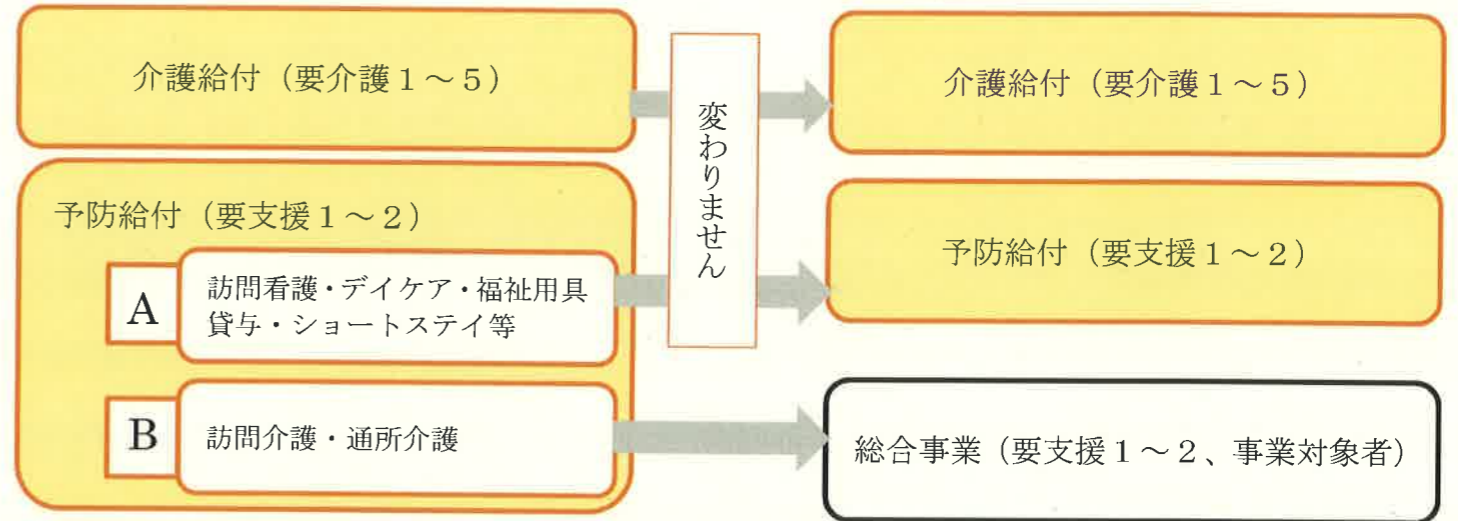
要支援1・2の認定を受けている皆様へ

平成29年4月1日より総合事業がスタートします。現在利用しているサービスの内容等に大きな変更はありませんが、仕組みが変わります。介護サービス事業所等との契約変更が必要となりますので、**対象の方には、ケアマネジャーと地域包括支援センター職員がご自宅にお伺いしご説明いたします。**
(訪問日はあらかじめご連絡させていただきます)

あなたはどのサービスを利用していますか？チェックしてみてください。



<現行の介護保険サービス>



<平成29年4月~>

サービス利用の手続きを一部簡素化します。

要支援の方で、訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)のみを利用する方が、引き続きサービスの利用を希望する場合には、介護保険証の有効期間満了時に「基本チェックリスト」というアンケートに回答することで、要支援認定の更新手続きをしなくてもサービスを継続利用できるようになります。※40歳以上64歳以下(第2号被保険者)の方は、要支援認定が必要です。

よくある質問

Q 今まで利用していたヘルパーやデイサービスは、引き続き利用できるの？

A できます。これまで利用していたサービスは、総合事業としてサービス名が変わりますが、利用についてはこれまで通り可能です。ただし、サービス名が変わるため、介護サービス事業所と、新たに契約書を取り交わす必要があります。

Q サービスの利用料金は変わるの？

A 変わります。これまでの月額定額料金に代わり1回単価(利用した回数分の支払)が導入されます。これまではお休みがあっても月額定額料金をお支払いいただいておりましたが、平成29年4月からは、利用した分だけのお支払となります。
現在、ヘルパー・デイサービスをご利用の方には、地域包括支援センター職員が直接訪問して詳しくご説明させていただきます。



〒920-0271 内灘町字鶴ヶ丘2丁目161-1(保健センター内)
内灘町地域包括支援センター
電話:286-6750 FAX:286-6103